中津江村報

【第35号】
発行所
編集発行人
大分・日田・中津江村
川津一人

盛んな産業の祭典

勤労感謝の日を中心に

オ十三回産業祭が、晩秋の勤労感謝の日を中心に、二日間盛大にくりひろげられる。

食糧増産オ一主義から、経営改善、農業の近代化の移行によつて消費社会が要求する、需要度の高い市場価値の高度な換金作物の計画栽培を考へなければならなくなつた。

商品化見地から伸長作目を主体とし、出品物も従前より大巾に制限された。こうした行事が単に二日間の、行事のみで終るものでなく、一年を通じての各種産業の結実であると、同時に向う一年間の前進のための反省と研究し、今後本村の山村農業に適した作目あるいは、市場性のあるものを研究できたら、産業祭の実施の意義も一そう高まると思われる。

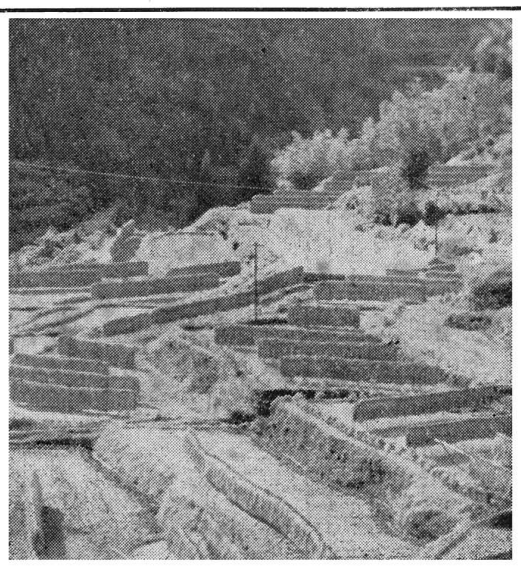

みのりの秋

昨年の産業祭は、従前の農産物品評会とは、変つた産業の祭典を実施したが、本年は従来の農産物品評会を中心とした、産業祭を次の通り実施することになつた。

一、期日、十一月二十三日
二十四日二日間
二、場所、中津江中学校
三、行事、オ一日（二十三日）農産物受付の、審査会場受付の外、次の通り集荷所を設ける。

▽市の瀬地区　斉藤商店
▽鯛生地区　松本商店
▽吉原地区　川原商店
▽丸蔵地区　つるや旅館
▽小村地区　川原商店
▽下筌地区　川野一徳氏宅

いずれも午前十時までに集荷所に持参すること。

オ二日（二十四日）

福引会、褒賞式、演芸会競売、婦人会舞踊、青年団ノド自慢、展示会。

出品規格、出品物の規格などについては、別途通知する。

戦没者追悼式が行われました

夜らいの雨も、在天の霊のお蔭か遺族の願か当日は晴れまも見える天気に恵まれ西南の役以来、果しなき海に、大陸の曠野に、また灼熱の南方に、戦没された二百九柱の追悼式が、十月二十三日川辺、慰霊塔前にて挙行された。

この日は遺族一四〇名の参例があり、午前十時参例者一同の「もくとう」に始まり、村長の追悼の詞、来賓の弔詞、読経があり盛大にして、厳粛になる追悼を行ひ在天の霊安かれと、平和えの祈りを捧げ追悼式はとどこうりなく終つた

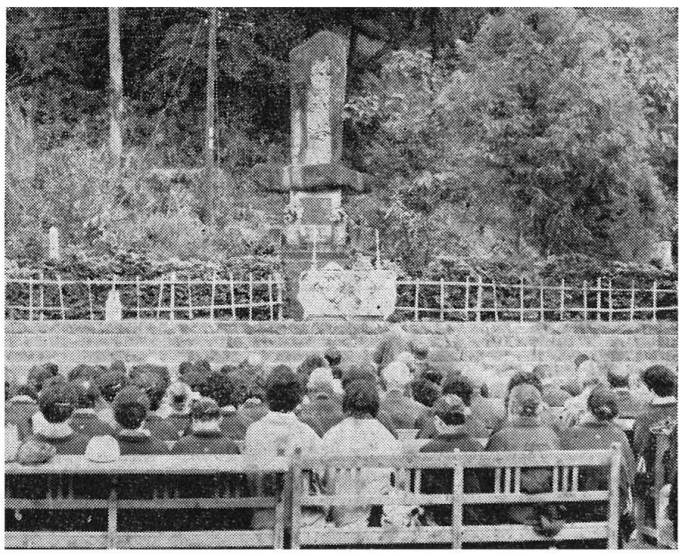

秋晴れの下
おごそかに行なわれた
追悼式

安くなる

国民健康保険税

低所得者に対する、国民健康保険税を世帯の負担を軽減しようというこで、昭和三十八年度より保険税の減税が実施されることになつた。

本村の場合、二百九〇世帯が対象になり、減税額三拾九万三千円、保険総額の九、六％あたる。

これにより、所得九万円以下の世帯については、平等割、均等割の六〇％が減税される。

所得九万円以上の世帯については、九万円に世帯主以外の被保険者一人について、一万五千円を加算した。均等割が四〇％減税される。九万円　世帯主以外の被保険者一人について、一万五千円を加算した額は、表の通りである。

例えば、世帯人員四人のとき九万円に世帯主以外の被保険者一人について、一万五千円を加算したとき、所得拾三万五千円以下の場合は、四〇％の　税がある。

くわしいことは、保健係におたずねください

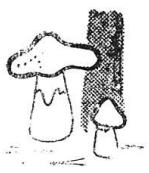

9万円に世帯主以外の被保険者1人について1万5千円を加算した額以下の表

人員	所得	人員	所得	人員	所得
人	円以下	人	円以下	人	円以下
1	90.000	5	150.000	9	210.000
2	105.000	6	165.000	10	論25.000
3	210.000	7	180.000	11	240.000
4	135.000	8	195.000	12	255.000

検察審査員とはどんなものか？

検察審査員候補は、衆議院議員選挙の有権者のうちから、くじで選ばれ、このうちからさらにくじで検察審査と補充員が選ばれるのです。

そこで、あなたが、この検察審査員や補充員に選ばれることもありますので、検察審査会や、検察審査員などの仕事についてお知らせします。

◉　検察審査会の役目としくみ

検察審査会は、検察官が裁判所に犯人の処罰を求めなかつたとき、はたしてそのような取り扱いが正しいかどうかを、誰からもさしずを受けずに、会議を開き証拠を調べて結論を出し、その結果、もし検察官の取り扱いが正しくなく、裁判にかけるべきだと判断したときは、検事正にそのことを通知して、もう一度考へ直すことを求めるのがその主な役目の一つです。

検察審査会は十一人の検察審査員によつて成り立つています。

この検察審査員はくじで選ばれるので、男女を問いませんし、任期は六ケ月でこれを選ぶくじは、毎年四回（一月、四月、七月、十月末日）に行なわれます。

◉　検察審査員の仕事

検察審査員は、検察審査会の構成員として検察官の仕事のやり方に国民の意を反映させる、という民主々義に根ざした重要な仕事を受け持つのですが、別に法律などの特別な知識をもつている必要はなく、普通の常識があれば、十分です

検察審査員に選ばれると、老令その他特別の場合を除いては、検察審査会の承認を受けなければ辞退することができませんし、また招集を受けたときは、病気その他やむ得ない事情のない限り、検察審査会議に出席しなければなりません。審査員には、旅費日当が支給されます。

検察審査会議は、非公開で行なわれますが、その会議の模様や会議で発表された、検察審査員の意見などを他人にもらしてはならない。

◉　補充員の仕事

補充員は、検察審査員に欠員ができたときや、審査員が会議に欠席したときに代つて仕事するのが役目です。それで会議の都度招集を受け、これに応ずる義務があります。

仕事内容などは検察審査員と同じです。

生活のムダをはぶき

住みよい社会をつくろう

社会教育は、一人が百歩前進するよりも、百人が一歩ずつ前進することの方が、大事であり、一人一人が本当の自主性を持ち、社会性を身につけ、生活を合理化して、住み心地のよい明かるい社会を創造しようと次のことを目標に社会教育を推進している。

重点目標（三つの柱）

一、自主性を確立しよう。
一、社会性を育成しよう。
一、生活を合理化しよう。

具体的目標

自主性を確立するために

一、自分の意見を持つこと
一、自分で考え、自分で判断し自分で行動すること
一、自分の立場を自覚すると共に、他人の立場を尊重すること。

社会性を育成するため

一、他人に迷惑をかけないこと。
一、お互に親切をつくすこと。
一、公共物を大切にすること。

生活を合理化するために

一、集会の時間を守ること
一、生活のムダをはぶくこと。
一、生産を高めること。

具体的な実践事項は、各種の社会教育関係団体で、協力し強力な実践活動を展開したい。

社会教育係　麻生　進

× × ×

× × ×

戦没者遺族

靖国神社参拝者募集

当大分県遺族会では、靖国神社（東京都）の参拝を例年通り実施しています。

参拝者は、戦没者の遺族の人に限ります。

参拝希望の者は役場福祉係まで申し出て下さい。

一、受付締切

四百名に達した時をもつて締切ります（大分県で）

一、期　日

十二月五日大分駅発（十六時二十二分）

十二月十四日大分駅着（九時十四分）

尚旅行についての携行品等詳し事は係まで申し出下さい。

住民課

家畜の飼料

サツマイモの飼料法

家畜の飼料として、サツマイモは重要な作物で、蛋白質に富み飼育には有効な養分を含有している。

その利用方法として次のものがある

イモそのままの利用

イモは、そのまま長く置くと変敗して飼料に出来なくなる。短かい期間でしか利用出来ないが、生のまま又は煮てあたえてもよい。

☆馬に多く与えると胃腸障害を起す。

☆鶏では乾いた飼料として与える内30％以上与えると産卵に対してよくない。

又ヒナに対しても多く与えると良くない。幼スイには与えない方が良い。

イモを貯蔵して利用

9度C以下では凍傷を生じ15度C以上では発芽する最も良いのは13度Cだが10度Cに保つと貯蔵できる

A、原形のまま貯蔵

地中に穴を掘つて、雨水を避けて貯えれば、春までは保存できる。

×原形のままの貯蔵は病気がなく、損傷もない。

×水分の少ない品種では、飼料にも応用できる。

B、乾燥イモ

イモを乾して、水分を少くすれば長く貯蔵できる

×イモを磨砕して、米ヌカを三割混ぜて日照で乾燥すればよい。

×大麦に近い飼料で、秋日でも三日程で乾燥できる

C、サイレージ

イモをサイロに詰め、サイレージするが、汁液が多くでやすいので、次の様にして余分の汁液のでるのを防ぐ。

㋑　**イモタカサイレージ**

磨砕又は細切したイモに、約二割の米ヌカを混ぜ詰め込む、一年くらいは変質なく貯蔵できる。

㋺　**イモワラサイレージ**

磨砕又は細切したイモに、約一割の切ワラを混ぜて詰め込む。

㋩　**蒸イモサイレージ**

イモを蒸せば、澱粉は糊化して、汁液はでないので、そのまま詰め込めばよい。

㋥　**生イモサイレージ**

サイロの上下部に、厚い切ワラを層にして入れ磨砕、細切イモを詰める

㋭　**混合サイレージ**

青刈飼料又は、イモツルを乾かし水分を少くして、イモに混ぜ詰め込めばよい。この方法ではイモに不足がちの蛋白質を補うことが出来る。

㋬　**すり込イモ**

土中に穴を掘り、穴の内壁はムシロで覆つて、その中に磨砕したイモを入れる。（サイレージと同じ様に貯蔵できる）

この場合表面は空気に接するので、春になると長く貯蔵できない。又イモの汁液はムシロを通つて土中に逃げるので養分の損失は大きい。

D、その他

醗酵甘藷飼料は、乳酸菌による嫌気性醗酵のほかにコウジを加えて好気性醗酵を行うようにいわれているが、この両ハツ酵は有効には両立しない

このようなものは出来るまでに養分の損失があり、特殊な効果も期待できない。

改正された農業共済制度

農業共済制度が改正され昭和三十九年産水稲から実施されることになつた。

最近における農村や、農業の事情は、農業生産基盤の整備、耕種技術の改善、農薬の進歩と相まつて、天候に恵まれるなど、ますます生産が安定してきたことまた農業災害の発生の態様も変化してきた結果、この制度が現在の農業の実態に必ずしも合わないため各方面から強く要望されるようになり、農作物共済を中心とした、農業災害補償制度の政正は、六月二十四日才四十三国会においてようやく成立した。

農業共済制度に対しては掛金が掛け捨てとか、掛け金が高い、共済金が少ないなど批判があつたが、改正案が成立し来年の水稲から適用されることになつた。まず改正の才一は、いままで掛け捨てのうへ、無事戻しが少ないといはれたが、改正制度では、農家の掛け金は大部分が村に残しておき、通常の災害のときは村と、共済組合連合会が責任をもつて共済金を支払うようになつた。これにより災害がないときに村にたまる掛け金は、災害に備へて積み立てるほか、今までより多く、無事故の農家に対する無事戻しや、病虫害の防止事業などに使つたりすることができるようになつた今後は災害の少ない地域では、無事戻しや損害防止事業などが積極的に行なわれるようになり、掛け捨という不満もある程度解消されることになる、

才二点として従来は、水陸稲の耕作面積の合計、または麦の耕作面積がそれぞれ、一反歩以上の農家はすべて一律に加入が強制されておつた。改正制度では、農家を災害による損失から護るための、重要な制度なので、強制加入の建前は変つておりません。

米、麦を耕作する反別も少なく、農業を専業としていないような農家まで加入を強制する必要もないと考へられるので、その耕作面積が一反歩から三反歩の範囲内で、知事が基準を定めて自由加入となつた。

才三点として、今まで災害をうけても共済金の支払額が少ないということにあつた。これが改正されて今年の水稲の場合、最高五五円となつていたが、来年の水稲からは、最高七五円となつた。これはいままで全損でも、被害額の最高半分しか補償してもらへなかつたのを、約六割三分まで補償の限度を引き上げ、農家に災害があつたときは、今よりも多くの共済金が貰へるようになつた。

才四点として、現行制度では、都道府県ごとに過去二十年間の被害率を定めて基準共済掛け金を定めていたのを、今回の改正で村のこれまでの災害の発生したのを、もとにして掛け金を決めることになつた。

これにより災害の少ないところでは、今までのように災害の出かたに比較し、やや割高に決められていたということがなくなり、掛け金が適正なものになります。また今回の改正で、農家負担掛け金が、急激に増加しないように、農家負担掛け金率が増へる。農家に対しては、当分の間国が一定額の補助金を出すことになつた。

才五点として、最近病害虫の防除技術は著しく進歩して防除が可能となり、その被害は低位安定化の傾向を示している。

水稲についての病虫害の防除体制が充分整つており防除が徹底してよく行なわれているようなところでは村の申請により、農林大臣の指定を受けて、病虫害による被害は共済金を貰う対象としないで、その分だけ共済掛金を安くすることができるようになつた。またこの指定を受けた村には、安くなつた農家の掛金負担額と、同額の病虫害防止のための補助金を国から交付することになつた。

このように農業共済制度改正のあらましについて述べましたが、わからない点などは、村役場農林係にお尋ねください。

議員のことば

武原芳郎

武原議員

去る四月の村議会議員選挙に、私不肖をも省みず立候補し、皆様多数の御理解と、御支持を得、当選さしていただき、村政発展のため、微力を注ぐ心算でございます。

村はただいま御承知の通り、前にも、これからもないであろうダム問題と、農業構造改善事業との二つに取組んでいるといえましよう。

ダム建設の問題は、中津江村を大きく一変させる重大な転換期であり、その村政のいかんに依つて、繁栄するか、否かの責任を通感すると共に、直接間接を問はず、全村民挙げて一体となり、この問題解決に、対処したいと思つている者でございます。

都市の建設が何度かその機会をいつし、大手術を成されている今日、われわれの中津江村は後悔のないよう、衆知を集めて処理しなければなりません。

幸いにも立村計画が立案され、漸次具体化されつつありますことは、誠に喜ばしいことであります。

農林業の振興や公共設施の再建、官公庁舎の移転、教育施設、観光施設、国有林払下問題等、枚挙にいとまありませんが、敢えてその施設事業を推進するためには、水没者の皆さんを初め、関係者方々の絶大なる御協力を切に御願いいたさねば到底完遂する事が出来得ないのであります。

ダム問題に関連性のある中津江村の農業構造改善事業は、国有林の払下げにより農業に結びつけ、これが中津江農業の振興を促する一つのポイントではないでしようか。

また村道や林道、農道といつたものの新設改良が生長産業と言われます。林産物、畜産、果菜類、特産物等の増植が促進のかぎである。

地理的条件や、環境を打開し、農林業を発展させ、うるおいをもたらし、村財政も豊かになり、農協も森林組合も、共に発展し、かつ生活水準の向上することを確信いたします。

幸い私に一議席をあたえられ、諸先輩の皆さんと、新人の方々と共に、最善の努力をするならば、必ずや明るいそして住みよい中津江村の建設が、完成されるものと思います。

最後に、村民皆様の御指導と、御鞭達を御願いし、私の所信の一端を記し、御挨拶にしたいと思います。

初段七名を有し、自らを律し
暑中寒中にもめげず猛稽古の
鯛生中剣道部

「す振り百本！」円陣を作つた四十名の剣士は、力一ぱいのかけ声で、一せいに駆け足とびで、大きく竹刀を振る。

静まり返つた放課後の体育館が、にわかに活気ずくのが四時半

「正座！」準備運動で渦舞つていた空気も、途端にピタリ！と止り、明鏡止水きようの練習の想念のみが剣士の心の中にトクトクと音を立てて流れる。

一分、二分、

「礼！」上座の先生方に向つて、さつと上体が傾き、手早く面がつけられる。

練習は激しく厳しい。床板が鳴り、竹刀が咆え、裂帛の気迫が四囲の山々にこだまする。

夕もや迫る頃、やつと面をとることを許される。悔いなき練習に身も心もすつかり洗い清められ、家路に急ぐ剣士の心は明るい。きのうもきようも、そして夏も冬も

目ざましい躍進と実績

昭和三十五年四月、江田正義教諭（鯛生中）の着任によつて、剣道部が発足以来、三十七年には初段四名が誕生した。

そして今年八月の県体では、決勝トーナメントえ進出し、優勝の杵築市チームに三対二と肉迫した。

現在初段が鯛生中三年生に五名、二年生に二名のほか、今年三月に卒業した四名の有段者は、それぞれ高校剣道部で活躍している。

この目ざましい躍進と実績は、鯛生剣友会の強力なバックアップと地域の人々の熱心な協力の賜から生まれたものと言つても過言ではない。

影の力—鯛生剣友会

斉藤隆一会長を中心に鯛生剣友会は昭和三十六年十一月に発足した。

もとよりこの地には、山崎六段、金山の玉田五段、熊谷五段をはじめ数多くの有段者が相互錬磨は勿論青少年剣士の育成につとめてきたが、剣友会を組織してから本格的に活動を始めた

暑中寒中稽古、昇段試験大分菊池合宿、県体及び対外試合前の特別指導、鯛生剣道大会、そして年間八回にのぼる対外試合の引卒等文字通り年中無休の指導を続けている。

しかもこれらの運営に要する費用は田島常次氏と斉藤隆一会長が主としてまかない、一般会員もポケットマネーを出し合つている。

また「青少年育成のためなら」と、巨額の資金を投じて防具を完備して下さつた田島常次氏、田島省三氏の御理解もさることながら、過去の対外試合に車を提供して下さつた鉱業所、服部組、永瀬郵便局長、玉田副会長を初め、こうした地域の人々の温い協力、それに常に盛りたてて下さる鯛生中学校肥後谷校長（鯛生中）をはじめ各先生方の鞭撻のもとに鯛生剣友会は発展し、鯛生中学剣道部は伸びている。

鯛生中学剣道部は伸びている。

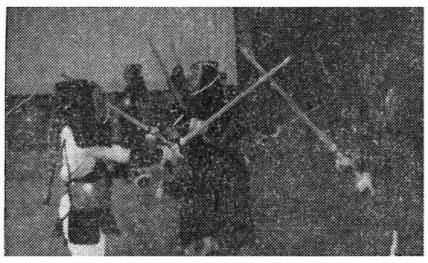
鯛生中学剣道部練習の模様

滞納者に催告

国民年金の保険料については、村民皆さんのご理解が深まり、ご協力をいただいていますが、中にはまだ完納していない方もあります。早急に完納して下さい。

尚完納していないと年金受給の権利がなくなる例があります。注意しましよう。

短伐期林業への近道
中津江村森林組合

一、考え方

短伐期林業は推奨すべき林業ではない、それは、才一に地力の減退をきたし、土地生産力を高める方法でもない、しかし短代期林業は好むと、好まざると、にかかわらず推進しなければならない事情にある。なぜかというと木材の消費量が生長量をはるかに越へ、また外材もおいそれとは輸入できない実状にある、こうした現状から、木材の代採を制限して短伐期林業を阻止することはできることではない。

ソロバンを無視した短代期林業が脚光を浴びるようになつたのには、さらに、また別の理由もある林業はこれまでどちらかといえば公共的な面が強くおしだされ、ソロバンにあうかどうかは、なをざりにされがちだつた。

農家が山林を所有する場合にも、企業の対象として考えるというより、備蓄的にあるいは、不時の収入源として経営されることが多かつた。しかし現在のように経済機構が発達してくると、林業だけが企業のワク外にあつてよいはずがないしかも木材が構造材または産業のうえにもなくてはならない原材料となつた現在企業性を無視しての林業はあり得ない。

生産期間の短縮が必要で林業を、企業として成り立たせるためには、資本の回収期間を短くすることが先決である。

その方法として考えられることは、

1、生産期間を短くすること。

2、毎年収穫が得られるようにすること。

3、伐期までにできるだけ中間収入を、あげるようにすること。

短伐期林業、つまり生産期間を短くすることが、林業を経済に結びつけるうえに、才一に取り上げなければならないことであろう。

短伐期林業には、二つの面が考えられる。まず育林技術面から材木の生長を促進し、伐期を短くする育林面と、製材加工技術や、建築技術の進歩などで、小径伐で間にあうようにする利用面とがある。

しかしここでは、利用面からでなく育林面からの伐期短縮について考えてみたい。その育林面からの方法としては

1、造林適地の判定。

2、品種改良。

3、早生樹の導入。

4、林地施肥。

5、密植造林。

6、育林技術の向上などである。

短伐期林業をおし進める上での基本的な心構へ、注意として流行にならつていけないということである。

かつての天然更新や一年生造林を例にとるまでもなく、林業には、流行があまりにも多い。短伐期林業としても、これをはやりことばのように、受け入れてそれがうまくいかなければ、すぐに放りだしてしまうといつた、好やすく、あきやすい、受け入れ態度では決してうまくいかない、ということである。

実行に移す以上少し位の失敗にはこりずに、これを貫徹する強い意思と堅い信念が必要である。

林業は他の産業と違つて抜けがけの功名でもうけをつかむことはむずかしく、むしろ他に一歩遅れるものが成功するとさへいわれている。

したがつて、これから説明する短伐期林業のいろんな手段も流行になろうといつた考へでなく、慎重に、そしてねばり強く実行するのでなければ、決して成功するものではないことを強調したい。

二、造林の適地

造林は企業として成り立つかということがよく問題にされるが、交通の便がよく肥へた土地に植へられればこれほどもうかるものはないといえる。

地味によつて、材積生長がいちじるしく違うが、交通の便、不便もまた重要である。

不便な林地では、多くの造林費を必要とするばかりでなく、手入れが不充分になりやすい。また木材の出しが、困難であるほど立木価格が安くなるため、造林は収支のつぐなわないことがある。

しかし将来林道などができる見込みがあれば、現在は、不便であつても肥えた土地には、造林すべきである。

短伐期林業ということが打ち出され略奪林業から、栽培林業えと進む機運にあるが、そうなれば、造林適地の判定はさして意味がないのではないかという意見があるが、つまり耕うんや施肥によつて造林不適地も栽培可能地にすることができるのではないか。またそれであつてこそ栽培林業といえるのではないかというわけである。　以下次号